

第7期第10回その2練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成25年5月20日(月)9時30分から10時30分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1905会議室
- 3 出席者 内田委員、今井委員、廣田委員、中里委員、岡澤委員、太巻委員、浅見委員、
飴谷委員、荻本委員、加賀美委員、小室委員、中村(弘)委員、西川委員、
松島委員、吉田委員、菊地委員、有馬委員、松村委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、障害者サービス調整担当課長

4 傍聴人 なし

5 議事および配布資料

諮問

(1)【諮問第20号】事業運営に関する業務に係る外部委託について

(障害者サービス調整担当課)

資料3

報告

(1)自己情報開示における取扱要綱の一部改正について

(情報公開課)

資料4

6 発言内容

(会長)

只今から第7期第10回その2練馬区情報公開及び個人情報保護運営審議会を開催いたします。議事に入る前に、事務局より報告があります。

(情報公開課長)

出席状況について報告いたします。出席17名、6名の方が欠席です。

(会長)

出席状況は今の報告通り、定足数には充分達しております。それでは、本日の議事に入ります。諮問が1件、報告が1件となっておりますが、議事進行に皆様のご協力をお願いいたします。前回に引き続いて待機していただいている障害者サービス調整担当課の方には恐縮ですが、案件に係る追加資料の説明から入らせていただきます。

(障害者サービス調整担当課長)

事業運営に関する業務に係る外部委託について 資料3(追加資料)に基づき説明

(会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

(委員)

事業の対象には児童生徒、小学生とか中学生もいるわけですね。そうしますと、学校には特別支援学級がありますよね。また特別支援学校もありますが、そちらへの情報提供といいますが、求められる連携というのはどのようになっていますか。

(障害者サービス調整担当課長)

まず対象者についてですが、中村橋福祉ケアセンターの時代には未就学の方を中心に対応しておりました。通所訓練施設としては面積等も手狭でしたが、今回、光が丘に移り、倍の広さをいただきまして、通所と相談に関して事業を拡充するというのが私どもの目指しているところです。対象者については、こども発達支援センターは18歳までということで、まさに特別支援学級に通われる障害を持っている方も

対象となりました。そうした学校との連携ということでは、連携会議というような形で会議体を用意しておりまして、この連携会議につきましては、今回の委託の提案の中ではなく、先日のカラー刷りのパンフで、事業内容の何本かの柱で説明させていただいたところです。最後の柱で「4 関係機関との連携」とありますが、こちらの方は直営でやっております。

(委員)

よく分かりました。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

この施設で行う事業運営を委託するということですね。したがって、取り扱われる個人情報、この施設の中で基本的には取り扱われるということですね。最初にお尋ねしたいのは、受託者が収集する個人情報以外に、練馬区が管理している管理個人情報の提供というのはあるのですか。

(障害者サービス調整担当課長)

この事業に関する個人情報につきましては、施設の中、基本的には事務室の中での管理ということになります。データとしては、診察時には、ドクターが直接カルテに書き込みを行います。診察室は事務室と同じ2階のフロアです。いずれにしても施設の外には持ち出さないので、基本的には事務室での管理となります。26年4月からの新規分については、毎年毎年、新規での申込みということになりまして、保育園等のような持ち上がりという形ではありません。ですので、単年度で利用者を募集し登録していくという形になりますので、基本的には事業者が26年4月から事業するにあたっては、個人情報を新たにそこからまた使用することになります。とは言え、保存年限に従って、過去の個人情報というものがあります。こちらについては、キャビネットに保存することになりますので、キャビネットを事業者に提供することになります。

(委員)

そうすると、基本的には事業者、受託者が収集した個人情報を使うということですが、ちょっと観念的な話で申し訳ないのですが、これは、あくまでもこの段階だと、事業者が取得している個人情報ということなので、練馬区へ引き継ぐとか、練馬区の関係では、いつから練馬区は責任を持ってこの個人情報を管理しなければいけない事態になるのか、そこを先ず説明してください。つまり、事業者が取得したとたんにそれは練馬区が取得した個人情報になるんですよと、そういうことなんですか。あるいは、そうではなくて、一定の引継ぎ行為、あくまでも受託者が収集取得した段階では、まだ練馬区の管理個人情報とは言えないので、一定の引継ぎ行為があって、それから練馬区が管理する、責任を持って管理する個人情報になるのかどうか、そこですね。

(障害者サービス調整担当課長)

今回は業務委託ということですので、あくまでも練馬区の事業として行うものです。新規の部分については事業者が直接収集し、そして運用し、管理をしていくという形になります。加えて、継続の相談とい

うのもかなりあります。先程、新規の方の利用ですと申しましたが、基本的には通所訓練に係る部分が新規で、相談については継続した部分もありますので、そこについてはこれまでのものも引き続き事業者の方で対応していくことになります。

(委員) そうすると、受託者が利用者等から個人情報を収集し、それを利用し、活用し、一定の保存行為を行い、最後に廃棄ということになるのでしょうかけれども、各段階でこういうポイントで気を付けてやってほしいというものがあれば教えてください。

(障害者サービス調整担当課長) 当事業につきましては、一部事務委託という形になりますので、執務場所というのは2階の事務室になります。こちらについては、直営で残る管理部門の職員も一緒に執務をさせていただきます。ですので、その中で、勿論、受託事業者の管理者が一義的には、委員ご指摘の、個人情報の取得、運用、そして廃棄に至るまでは責務を負うところですが、合わせて管理部門の職員もおりますので、その辺りはきちんとした監視の下、適正に行えるものと考えております。

(委員) 分かりました。結構です。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) 今回の委託内容が資料1ページの(1)の相談事業から(4)の地域支援事業までということなんですが、全体的なこども発達支援センターの事業内容の中で、色つきのパンフレットを見ますと、1から3までが委託をされる業務で、4の「関係機関との連携」は区独自、ということになるのかなと思いましたが、例えば相談事業ということで、発達相談や医療相談に関わらない、例えば、行政の処分や行政の決定に関連するような中身等が相談の中にあつた場合は、直ちに区職員が担当するという分野の事業なのだという理解でよろしいのかどうか。

(障害者サービス調整担当課長) 確かに、いろいろな福祉の相談、問い合わせがあります。こういったことに関しましては、適切に関係機関に繋げるように、事業者の方に指導をしていきたいと思っております。というのは、福祉事務所や保健相談所などでの相談の方がふさわしい、あるいはそういった相談へのいろいろなご意見等がある場合、必要な機関を紹介し、繋げていくこと、これも大切な相談業務と考えております。直接の個別相談だけでなく、そういった様々な相談が入ってきたときの振り分け、これについても委託事業者の方へ委託内容としてお願いするということです。

(委員) 今、委託事業者に振り分けさせるとの話がありましたが、例えば行政の決定内容とかの場合は、直ちに区職員が代わって対応ができるようになっているのか、それともあくまでも聞き分けだけなのか、その辺の関係をもう少し詳しくご説明いただけますか。

(障害者サービス調整担当課長) 二つのお話があるかと思えます。こども発達支援センターの中で解決できるお話と、様々な関係機関へ繋ぐお話です。こども発達支援セン

ターに関わるお話であれば、管理部門に職員がおりますのでそこへ繋いでいく形になると思います。そして、やはり違う機関の方がふさわしいという場合には、そちらに繋いでいく。そのようにしたいと考えております。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

今、発達障害の子どもたちはコミュニケーションがうまくとれないということではじめられたり、保護者にとっては躰がなっていないじゃないかと他の人から責められたり、結構つらい思いをされている方がいっぱいおられるのだらうと思います。今日のNHKニュースでやっていたんですが、発達障害が話題になってから、東京都の支援学校に入ってくる人が1.4倍になってしまったということです。教室を三つにも四つにも分けて授業をしているという話でした。それだけこういうニーズが増えてきているのだらうと思います。非常に大切な事業であると期待していますが、民間事業者へ委託をされるのは結構だと思うのですが、心理士とか医師とかありますが、これは個人的なものなのですか、それとも一つの団体としてあるのですか。

(障害者サービス調整担当課長)

今回、委託に当たりますと、基本的には、発達障害に関する経験や実績のある団体ということで考えています。なかなか個人では負える事業ではないと思っていますので、ドクターの診察も含むすべての相談、そして通所訓練等も含む事業を担うことが出来る実績と経験、そして何よりも意欲のある、そういった団体に委託したいと考えています。

(委員)

そういう団体は数多くあるのですか。

(障害者サービス調整担当課長)

練馬区内には、民間でのいわゆる障害児通所支援事業者は20数か所あります。こういったところも今回ご応募いただける対象ではないかなと思っています。今、20数か所と言いましたが、毎月毎月この障害児通所事業所というのは増えていまして、この2年間で倍以上となっています。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

今、事業所が増えているということで、今後も充実してやっていっていただきたいと思いますが、福祉とか子どものことなので充分気を付けてやっていただきたいのですが、これは事務局の方になるのかも知れませんが、また私の不勉強かも知れませんが、事故等に対して罰則だとか責任を明確化するというのも大切なことだと思うのですが、追加された資料の中の3ページの第22に、契約解除というものがあると思いますが、この項目は前からあったのでしょうか。私は初めて見たような気がするのですが、確認させてください。

(情報公開課長)

今、損害賠償なり、契約解除等の罰則についてのご質問がありました。受託事業者に対する罰則、損害賠償は以前からありまして、条例上の罰則の方も規定されています。例えば個人情報の漏えいですとか、紛

失ですとか、あるいは事故防止のための措置、このようなものがあつた場合には一定のペナルティーを与えることもあり得るというようなことは規定されています。

(委員) どの事業部とか施策に関わらず、今後、事故とか責任の明確化ということにおいては、個人情報契約する上においては、この項目は必ず入れておいてほしいと思います。お願いしておきます。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) 大変計画的にやっているのでもいいと思いますが、ちょっと確認なのですが、施設を作ったのは24年度で、この1月から一変したというのも24年度の話なのですね。今25年度で、最終1月からは準備委託をして、4月からは26年度として完全に委託するという事で、多分執行体制は順次やって行くと思いますが、一つ気になるのは、予算は基本的に単年度なので、26年度の話では何らかの形で措置がされているのか、あるいは議会等でもやり取りをしてそういう方針が計画になっているとか、その辺の前提といいますか基礎の部分を教えてください。

(会長) 体制的には重要な部分ですからね。どうなっていますか。

(障害者サービス調整担当課長) 事業の委託費につきましては二つに分かれています。今年度の1月から3月までは準備委託の経費として今年度予算として議会で議決をいただき計上しています。26年度につきましては、これから予算を組み立てるところです。私どもではあくまでも事業の想定経費ということで計上をしているものです。経費的には25年度に行っている事業を26年度に引き続いて行うものですので、事業が大きく変わるというものではありませんから、まだ確定ではありませんが26年度についても、今年度いただいた予算をベースにして想定しているところです。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) 質問が1点とお願いが2点あります。質問は、こども発達支援センターの2階平面図ですが、診察室等があり、学校の部屋を区切って使っていると思うのですが、プライバシーを守ることはすごく大事なのですが、既成の部屋を区切ると、防音の関係で漏れ聞こえたりすることが多くなるのですが、その点はどのような設備になっているのかというのが1点です。それからお願いなのですが、先程、民間事業者が最近増えていて多いとのことで、そうだと思いますが、認識されている発達障害のあるお子さんが増えているので、その分そのような業者も増えているんじゃないかと思うんですね。この診断というのは大変難しく、心電図とか脳波で分かるという病気ではないので、結局、一生でLDです、自閉症です、ADHDですといろいろな病名を変えられたという例もあるくらいなので、それこそ本当に難しいものだと思うので、新しいからダメということもないだろうし、古いからい

いということもないと思うので、その辺りを本当によく調査をして選んでいただければありがたいなというお願いです。もう1点ですが、18歳までということなんですが、この発達障害というのは完治が難しいわけなんです。私が最近関わっている中では、大人の方で、分からずにそのようになっている方がとても多いわけなんです。例えば、こう見たときに変な恰好だなと思っても、普通は大人は言いませんよね。でも、そういう方たちは、見たまを言ってしまうんです。「今日はすごく変な恰好なんです。」っていうように。でもそれが発達障害で言っているのかどうかというのが分からない。それで悩んでいる人も多いと思うんです。なので、未来のある子どもたちのためにはすごい大事なんですけれども、やはり、大人になってもそういうことが必要だということで、そういう部分の支援センターを今後の課題として作っていただければと思います。よろしくお願いします。

(障害者サービス調整担当課長)

一点目の質問ですが、委員が仰るように、相談室あるいは診察室のプライバシーが守られることは非常に大切な視点であると思います。中村橋の福祉ケアセンターの時代には、それがかなわない部屋がありました。部屋を持っていてもフルに稼働出来ないという悩ましい事態がありまして、私どもは部屋を十分に使える事業を展開出来る新しい施設というのを本当に待ち望んでいました。今回、25年1月から光が丘に移れて非常に良かったと思っています。光が丘は大丈夫です。隣の声は聞こえずプライバシーは守られます。図面を見てお分かりのとおり、基本的には学校の教室をそのまま活かす形で、既存の壁は活用し、なおかつ、診察室、相談室については新たに壁を入れる、しかもそこにはきちんとプライバシーが守られる緩衝板を壁に貼っています。続いて二点目です。昭和54年に福祉ケアセンターとして中村橋の地で事業をスタートした、まだ発達障害が世間でも認知がなかった時代から、さまざまな相談の積み重ねをしています。こういった私どもがこれまで行ってきた事業の積み重ねを、委託する事業者にはきちんと伝えていきたいと思っています。なおかつ、事業者がいろいろな臨床を積んできた部分も事業者の選定に当たっては大切な視点としていきたいと思っています。そして、最後に貴重なご提言をいただきました。昨今、大人の発達障害も非常に問題視され、実は私ども福祉関係の相談機関にはこういった相談が寄せられています。今回、こども発達支援センターでは、それまで「未就学」だった対象を「18歳まで」伸ばすということでの対応をさせていただきます。18歳以降というところでは、やはり、こども発達支援センターだけでなく、福祉部としましては、他の相談機関もということで、具体的には4か所ある地域生活支援センターというところで、大人の発達障害のための相談や、あるいは研修会も行っていますので、地域生活支援センターとも連携をしながら、こども発達支援センターの事業を行っていき

いと思います。貴重なご提言をありがとうございました。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

今回の案件に係わらず、専門的な区の調査員、委託事業者の方とかによる要支援、要介護に関しての申請者への現状判断（訪問調査）の仕方というのは、その日、その時を判断します。たまたまその時の季節や本人の体調によることもあると思いますが、今までの判定度数から大幅に変わることがあります。それは訪問調査員の判断により第1次判定を大きく変更させる要因になっています。その後で専門医等による審査会の判定もあり、最終的に判断されますが、支援サービスの支払いや、その介護内容にも変更が出てきます。その判定で申請者の介護の方、家族の方がその判定に疑問や、納得できない状態になります。区分変更申請により再度調査され、再判定されますが、調査員による調査内容の力量や、レベル、調査方法が違うことでさらなる費用や時間も費やされ双方にとって不都合です。調査のシステムに対して多様な問題点、多数の申請者等多くの問題点があると思いますが、改革と改善により、よりよい成果を出す工夫をお願いしたいと思います。

(障害者サービス調整担当課長)

こども発達支援センターの事業ではない、もっと大きなお話について貴重なご提言をいただきました。今、介護サービスあるいは障害者福祉サービスを受けるに当たってのドクターによる認定、あるいは審査会による認定、そういったお話をいただいたかと思います。私が別に所管しているものもまさに障害者福祉サービスを受けるに当たってのいわゆる程度区分というものを認定する障害審査会というものです。この審査会につきましては、審査会委員研修、合議体長連絡会あるいは合議体長の研修、合議体長というのは審査会を束ねるリーダーのことです。こういったことを通じて、委員ご指摘のようなことのないように、サービスを受ける方を広い目かつ長い目で、きちんとした認定が出来るように努めています。

(委員)

よろしく願いいたします。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

このパンフレットには書いてないのですが、もし、このような相談を受けたい場合には、お金の面とか手続きの面とかはどうなっているのでしょうか。

(障害者サービス調整担当課長)

二つご質問をいただきました。一つ、こども発達支援センターを利用したいときには、先ず電話で予約をとっていただきます。そして、いきなり通所訓練ではなく、診察、発達、検査等の相談を受ける、そしてどのような支援が必要か、こども発達支援センターで通所訓練をすることが必要なのか、それとももうしばらく見守りをして次の診察をすることが必要なのか、あるいは民間事業者等による通所施設もありますので、そちらの方へ繋げるのがふさわしいのか、そういった判断を先ず行います。そして、そういった利用の仕方のご案内については、

基本的には保健相談所ですとか、あるいは学校の先生方にご紹介していただくことが多くなりますので、こちらの皆さん方に先ずはご案内していますし、今後も引き続きご案内したいと思います。それから利用料金についてですが、相談については無料です。通所訓練につきましては、有料となるクラスもあります。今、全部で38クラスあります。その中で有料となるのは33クラスです。こちらについては、児童福祉法に基づく国が決められている利用料金で、未就学で1回約600円となります。非課税の世帯、生活保護の世帯については無料です。課税世帯ですと1回の通所につき約600円の利用者負担となります。他にご意見等がありましたらどうぞ。

(会長)

(委員)

この支援センターの管理運営費について若干お聞きしたいのですが、支援センターに勤めている方は区の職員と事業所の方だけなのですか。別途、アルバイトとか、そういう形で勤めている方はいないのですか。

(障害者サービス調整担当課長)

現在、こども発達支援センターには常勤21名、それから週1日、2日勤務が中心となる非常勤職員が29名勤務しています。今回、業務委託に関わる部分につきましては、非常勤については全ての部分、そして常勤につきましては16名の部分を委託ということをお願いすることになりますので、26年4月以降、区の職員としましては5名が残る予定になっています。

(委員)

そうしますと、職員と民間事業者とその二つしかないということですね。分かりました。それで民間事業者の方は、スタッフの方は全員、個人情報ファイルを使用する可能性はあるのですか。

(障害者サービス調整担当課長)

個人情報に関しましては、大きくは相談部門、通所訓練部門の二つに分かれます。それぞれの部門で、責任者を事業者にも立ててもらいまして、その中で必要な形で個人情報を扱ってもらいます。つまりクラス数がたくさんありますので、全員が全ての個人情報を管理するのではなく、管理者が全てを把握し、そしてその下に付く職員は必要な利用者についての個人情報を管理する、そういう形で考えています。

(委員)

そうすると、前回お聞きしたんですけれども、個人情報のファイルは事務室にキーをかけて管理されるということですが、事務室のキーというのはスタッフの方全員が持たれるのですか。

(障害者サービス調整担当課長)

現行と同じような管理を、引き続き行おうと思っています。現行の管理というのは、事務所のキーについては、1階の管理人室に預ける形になります。そして、そこをさらに施錠していますので、最初に出勤した事務室に勤務する職員は、先ず管理人室の方から、そこを開けて鍵を持って行って事務室の施錠を解く、そして機械警備とダブルで鍵をかけていますので、機械警備も解除する、ということになります。誰が鍵を持ち出したか、そして最後に返却したかというのは、鍵の管理簿という形で明確に記録しています。

- (委員) そうすると、朝、鍵が開けられて、皆さんが帰られる時までは事務室は開いているということですね。例えば、相談業務等でファイルを使う時、持ち出し等の管理はどういうふうにされるのですか。
- (障害者サービス調整課長) 相談業務での持ち出しは、基本的には、先程申しましたように診察以外は事務所で行っていきます。最後、帰るときは机の上には何も無い状態で、全てのものがキャビネットに収まる、そのことを最終退出者が確認するという形になります。
- (委員) 診察時には、心理士とか医師が直接そのファイルを取り出すということですか。
- (障害者サービス調整担当課長) キャビネットからのファイルの管理については、基本的には管理者が行いますので、個別のドクターや心理担当が行うのではなく、それぞれの管理者が「今日の何人分の診察ですよ」という形でキャビネットから個人情報を出します。そして、診察ごとに担当する医師に渡していくという形で現行では管理をしており、委託後も同じように管理をいたします。
- (委員) 3ページの電算処理のところなんですが、パソコンは事業者が調達されるということですが、パソコンの中にも個人情報が入ってたりすることになるわけですね。そのパソコンの利用について、IDとかパスワードとかそういうふうな設定はされるのですか。
- (障害者サービス調整担当課長) 現行の職員が行っている管理と同じ管理を事業者にもやってもらいます。現行ではパスワードをかけて決まった人間しか開けない、そういう形でパソコンに入っている個人情報についてはきちんとパスワード管理をしています。事業者におきましてもそのことを徹底するとともに、インターネットに繋がっているパソコンとは別のパソコン、ネット流出を防ぐためにもネットには繋がっていないパソコンで、個人情報について操作をします。しかも個人情報は基本的には紙ベース、パソコンで使うのは2種類。個別支援計画という上書きをしていかなくてはいけない計画書と、名簿、こちらはパソコン上で作成したものが、緊急時等の管理がしやすいということがありますので、この2種類ということで限定しています。
- (委員) 事務局の方をお願いなんですが、このような外部委託については、やはり仕様書があった方が良いのではないかと思います。私が昨年初めてここに参加した時に、5月14日でしたか、その時にも「認可保育所・練馬型グループ保育室に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について」という案件がありまして、委託先が民間事業者ということで、その中の解説には仕様書の案というのが付いていまして、基本的のは今回のものも同じだと思いますので、一つの雛形として出していただければと思います。
- (情報公開課長) 只今の、このような資料には仕様書を付けた方が分かり易いというお話ですが、私どもの方といたしましても、資料の作成につきましても、

- 委員の皆様に分かり易くという視点を持っています。今回仕様書を付けなかったことにつきましては、所管課の方と事前に打ち合わせをしたのですが、今後はプロポーザルの作業に入っていくというような事情がありまして、その中で、5月21日以降でないとな条件的なものを示せないという事情がありまして、恐縮だとは思っているのですが、仕様書の方は付けていないという状況です。このような事情のないものについては、今後は極力仕様書はつけてまいりたいと思っています。
- (障害者サービス調整担当課長) 私どもの区で唯一の事業というところでは、今回事業の中身をプロポーザルで事業所の方からご提案をいただいて、それを基に私どもが選定をしたいという思いがありましたので、事業一式については明日の公募から出させていたいただきたい、そのように相談をさせていただきます。今回の資料を作成させていただいたところです。
- (会長) よろしいですか。それでは、いろいろとご質問、ご意見が出されましたので、この案件についてそろそろ結論を出してもよろしいですか。それでは、いままで各委員から貴重な提言・質問が出されましたので、所轄の方では十分に咀嚼して、今後の運営に生かしていただくことを願いたいと思います。そういうことで、原案どおり承認ということで処理させていただきます。ありがとうございました。
- (会長) < 障害者サービス調整担当課の職員退席 > 報告事項が1件ありますので、情報公開課の方から説明をお願いします。
- (情報公開課長) 自己情報開示における取扱要綱の一部改正について 資料4に基づき説明
- (会長) 報告事項ではありますが、ご質問、ご意見等がありますか。
- (委員) 改正案の方の「密接な関係」の密接ということと、「事実上婚姻関係」に関して具体的に、基準とかを教えてください。
- (情報公開課長) 「密接な」というのは具体的にどういうことかということですが、これはいろいろな場合が考えられるのですが、基本的には、例えば代理人の場合ですけれども、申出人につきまして、委任状がなくても本人の方の開示請求ができる場合なんですけれども、例えば申出人が開示請求をすることが必ずしも本人の利益にならないようなこともあるわけです。そういうふうな場合には、開示請求があったとしても、これは密接な関係にはないということで開示請求を認めない、言うなれば本人を保護するという視点から開示請求を認めるか認めないかを考えていくと、そういうふうな視点からの言葉だというふうに考えて、そういうイメージで捉えていただければ。
- (委員) 利益が一緒ということですか。
- (情報公開課長) そういうことです。また、「事実上婚姻関係」のところですが、これについては、いわゆる入籍はしていなくても事実婚にあるような場合、そういう方が例えば自分の配偶者の面倒を見ているというよう

なことは多々あることなので、そういうふうな方も、籍を入れてなくても事実婚にある方についても開示請求が出来るようにということで。

(委員) それには何年以上同居してないといけないとか、そういうような基準があるのでしょうか。認定の仕方についてお聞きします。

(情報公開課長) 認定の仕方については、密接な関係だけでは請求はできませんので、例えば面倒を見ているというのがありますが、密接な関係にあるから面倒をみているともいえますかね、例えばそういう場合には施設の方で、本人が福祉施設に入所していたりすることもあるのですが、その場合、施設長に、この人の面倒を見ているのはこの人だ、と証明してもらったり、後は、それプラスあくまでも請求内容が、本人のためを思っただけの請求であるというようなことになります。具体的には、担当係長の方から説明させます。

(事務局) 事実婚についてですが、実際には、それを証明する書類をお願いしています。それは、公共料金の支払い関係のものであるとか、先程、課長が申し上げましたが、実際、その施設の方に、「この人を連絡先にしています。」ということを一筆書いてもらったりとか、そのようなものを用意していただいて、期間が何年とか、そういうことではなくて、実際に世話をしているとか、そのようなことが分かるものを具体的に何か出していただいて、それで判断するということになります。同居、別居というところに線を引きますと、実際には別居していても、例えば施設に入ってしまったらとかで、そういうのはだめだということになってしまいます。そこで、現実的に救える人が増えるようにということで、今回の改正をしたというところがあります。

(委員) 本人が、私たちは事実婚ですと言っていて、それを認める、認めないというようなことで、また、基準があやふやだということでのトラブルはないのでしょうか。

(事務局) 今のところはそのようなことはなくて、むしろ同居というところに縛りがかかることによって、実際には必要としている人を救えないという状況がありましたので、そこを救うために、今回こういう改正をしたというところがあります。

(委員) 適宜、また何かそれが出たら考えるということですか。分かりました。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) 今の点については、こういうことでしょうか。こういう人がいるわけなんです。ずっと事実婚で、そして例えば、仲が悪くなって分かれる時に、ちゃんと慰謝料を請求できるということで、された人がいて、法律的にも、そういうことになっているんですよ、ということで弁護士さんから伺ったんですけども、実際問題としてあったんです。そういうことではないかと思ったんです。逆に、ご一緒に一生懸命、籍には入っていないけれども、婚姻関係で一生懸命お世話をした場合に

は、開示請求が出来ると、そういうようなことかなあと今想像したんですけれども、そういうことなのでしょうか。弁護士さんはお詳しいのではないですか。

(会長)

そういうことは、行政の実務者に聞いた方がいいですよ。

(情報公開課長)

今ご指摘いただきましたように、具体的に、形式的な線引きをした時に、何年以上であれば認められるとか、こういう書類があれば必ず認められるとか、線引きというのはいろいろなパターンがあるので難しい状況になるわけです。今回の改正の趣旨も、そういうふうなことがあるので形式的な判断から、もう少し実質的に、本人のためを思って、開示請求をする方に認めていこうという趣旨ですので、今、委員からご指摘いただいた、まさにその通りであると思います。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

書類の確認なのですが、はじめの方の取扱要綱は改正後の案文になっていますよね。頭のところは平成24年ということで前の番号が打ってあって、新しい番号には変わらないということですか。

(情報公開課長)

今ご指摘いただいた改正についての日にちとか番号についてですが、番号については改正の場合には基本的に変わりません。3ページの下の方に、付則として「この要綱は、平成25年3月22日から施行する。」と書かせていただいています。

(委員)

ということは、これは来年になっても変わらないんですよね。今付いている番号は電子発番だということですね。分かりました。

(会長)

他にご意見等がありますか。なければ、この報告事項については終了とさせていただきます。それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

(情報公開課長)

次回の予定ですが、5月28日(火)10時から庁議室にて行います。よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、本日の審議会はこれをもって終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

